

令和８年・第６回淡路市教育委員会	
日 時	令和８年６月１８日（木）午後２時００分～午後３時１５分
場 所	淡路市役所本庁舎２号館大会議室４，５
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：岸本伸明(職務代理)、丹野典子、久保雅一、川野りえ 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（公民館、図書館担当）：奥田拓也 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：中村貴志 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部次長兼津名図書館長：鳶巣仁美 教育部社会教育課特命参事（文化財担当）：稲家秀美 教育部スポーツ推進課長：伊郷勇一郎 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：藤永泰生 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和、田村真央
１．開 会 岡山次長 ただ今から、令和８年第６回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 ２．挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） 岡山次長 今日は、川野委員が就任されて初めての教育委員会の会議ですので、改めて、教育委員会事務局職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。 （順次、自己紹介）	

3. 前回会議録の承認について

岡山次長

ありがとうございました。次に、令和8年第5回定例会の会議録につきましては、6月11日に送付しております。前もって御確認いただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第5回定例会会議録の署名については、岸本委員、久保委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、久保委員、丹野委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

今回の議題については、全て非公開事由がありませんので、公開をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育委員

(全員同意)

角村教育長

それでは、公開と決定します。

なお、配布資料は、会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧していただくものとします。

角村教育長

最初に、報告第13号「教育長職務代理者の指名」について、私から御説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

淡路市教育委員会では、令和7年6月18日付けで、教育長職務代理者として田中道代委員^{たなかみちよ}を指名させていただきましたが、退任に伴い、後任として、令和8年6月18日付けで、岸本伸明委員^{きしもとのぶあき}を指名させていただきましたので、御報告いたします。

この件について、御質問はありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第13号「教育長職務代理者の指名」について、報告を終わります。

続いて、報告第14号「教育委員会の所属職員の任免」について、事務局から説明をしてください。

岡山次長

それでは、報告第14号「教育委員会の所属職員の任免」について、御説明させていただきます。

淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされています。

しかし、緊急に処理する必要があるため、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容については、別紙のとおりとなっています。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第14号「教育委員会の所属職員の任免」について、報告を終わります。

続いて、報告第15号「図書館協議会の会議報告」について、事務局から説明してください。

鳶巣館長

それでは、報告第15号「図書館協議会の会議報告」について、御説明さ

せていただきます。

6月1日に、津名図書館において、本年度第1回目の淡路市立図書館協議会を実施しました。出席者は、委員が9人、事務局が9人の、合計18人でした。

会議の内容については、令和7年度の事業報告、令和8年度の事業計画及び事業予算、第3次図書館基本計画について協議を行いました。その後、津名図書館内の施設利用者向けW i - F i が現在使用できないこと、館内BGMを放送することの検討をいたしました。そして、津名図書館の駐車場の街灯を増設することについて、報告しました。

委員からの主な意見及び質問としては、資料のとおりです。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

丹野委員

協議及び報告事項の中で、館内BGMに関して検討されているようですが、どのような内容だったのでしょうか。

鳶巣館長

今回だけではなく、過去の図書館協議会でも話題に挙がっている内容です。津名図書館は、5年前に現在の場所へ新築移転され、それを機会に新しい試みとして、BGMを流す取組を始めました。津名図書館及び東浦図書館の両館で、クラシック音楽等比較的静かな音楽を流しておりましたが、「静かに本を読みたい。」という御意見をお持ちの方がおられるため、今回も検討事項として協議させていただきました。

協議会の中でも意見が様々ありましたが、現在は、時間で区切ったり、不定期で放送したりして対応しています。今後は、アンケート等を取り、できるだけ、多くの方に納得いただけるようなBGMの扱いをしていきたいと考えています。

角村教育長

図書館でBGMを放送している趣旨について、説明してください。

鳶巣館長

BGMによるリラックス効果や、図書館で所蔵している音楽メディアのお知らせといった意図があります。また、小さなお子様連れの方には、全くの

無音の状態よりBGMがあった方が、お連れの子どもさんの声が気になりにくいという効果もあるため、放送しています。

角村教育長

この件については、図書館協議会で1年かけて、再度議論しようということになっています。以前は、時間を区切って放送する対応を行っていましたが、賛否両論があり、引き続き検討していきたいと考えています。

それから、淡路市立図書館のホームページも、少しリニューアルしているので、それについても委員の方から御意見をいただきたいと考えています。

久保委員

「貴重な郷土資料について」という項目がありますが、これまで閉校になった学校の貴重な資料を保存したいと思っても、新しい学校に保管スペースがなく、非常に困ったことがありました。委員の方からこのような意見を受けて、今後は、図書館でそういった資料を保存していただけることになりそうですか。

鳶巣館長

閉校となった学校に関する貴重な資料については、津名図書館と東浦図書館で協力し、できるだけ保存したいと考えておりますが、保管スペースのこともありますので、一度御相談いただければ幸いです。

岸本委員

「小学生は、お兄ちゃん、お姉ちゃんがすすめる本をよく読むので、中学生のおすすめ本を紹介してはどうか。」という項目がありますが、個人的には、子どもたちの活字離れが非常に進んでいると、心配しています。これは、非常に良くないと思っています。できれば、子どものときは、紙媒体の本をしっかりと読んでもらいたいと思っています。

既に、様々な取組を、いろいろな場で努力していただいていると思いますが、子どもたちに対していろいろな本を紹介し、知ってもらう手立てを行ってほしいと思います。例えば、「広報淡路」でも、図書館から「今月のおすすめ」として、毎月図書の紹介をされていると思います。私もお勧めの本が、今年の広報2月号で紹介されました。このように、中学生に本の紹介を依頼したら、積極的にお勧めしてくれるのではないのでしょうか。多くの子どもたちが、一般の方にお勧めの本を広めるということも、図書館の意義の一つだと思います。

是非とも、このような取組を進めていただければと思います。

鳶巣館長

御意見いただき、ありがとうございます。委員からいただいたような取組も、考えていきたいと思っています。また、トライやる・ウィークのときに図書館へ来ていただいた中学生の方に、お勧めの本を紹介するコーナーを作っていただきました。このような取組を、今後とも進めていきたいと思っています。

川野委員

現在、コミュニティ・スクールで、各学校が、郷土の学習や地域学習に力を入れつつあるところです。そのため、既に、郷土資料が図書館にあるのかどうか、非常に重要になるのではと思います。実は、私も探しているものがあります。かつては、学校ごとに紙媒体であったもので、後日改めてお尋ねしたいと思っています。

今後、閉校する学校から、資料を受け入れることがありますか。

嶋根館長

郷土資料については、東浦図書館と津名図書館の両方に、所蔵しているものはあります。どれくらいの資料があるというのは、現在手元に数字がありませんが、現在所蔵しているものは、各学校で所蔵していたような郷土資料をまとめたものであったり、個人や団体が所蔵していたものを寄贈いただいたりしたものが多い状況です。そのため、各地域で出てきた郷土資料を、全て所蔵できているわけではありません。

今後、もし郷土資料があった場合は、保管する場所の問題もありますので、関係者と協議を行い、残すべきものであれば所蔵し、広く市民にお知らせする機会を設けて、郷土資料の価値を生かしていきたいと思っています。

久保委員

淡路市内の学校は、おおむね創立から１５０年を迎えている頃だと思っています。その中で、創立１５０年記念誌まで作られたところは、まだないと思いますが、創立１００年記念誌については、各学校で作成されているのではと思います。

私が津名東小学校で勤務していたときに、旧佐野小学校の１００年記念誌を見たいと思ったことがあったのですが、津名東小学校では見つかりませんでした。逆に、浦小学校で勤務していたときは、１００年記念誌がたくさん残っていた状況でした。津名東小学校は、かつて、生穂第一小学校、生穂第

二小学校、佐野小学校が統合して発足した学校であるため、各学校それぞれの記念誌や記録は、学校に少なくとも1部は保管しておく必要があると思いました。

今後、閉校した学校の記念誌や資料について、図書館で保存していただければ、学校や市民にとっても大変貴重なことだと思います。

嶋根館長

図書館協議会の委員から、いろいろな情報を頂いております。全国の図書館の中で、それぞれの自治体の学校の校歌を発信していたり、百年史を発信していたりといった、各自治体の取組の情報をいただく中で、淡路市においてもそういった取組を行うことによって、もっと図書館を身近に感じていただくことができれば、郷土資料ももっと生かせるのではないかという御意見もいただきました。

このような御意見を踏まえ、関係各位の御協力をいただきながら、取組を進めたいと考えております。保管するにおいて、スペースが限られているという制約がある中で、資料の収集と活用の方法を模索したいと思います。

久保委員

学校において保存している資料の中には、例えば、古い校舎の写真などがあるのですが、そういった種類の資料は所蔵されていますか。

嶋根館長

所蔵している資料のうち、主なものは文書であったと記憶していますが、古い写真も郷土資料として残すべきものもあると考えています。

久保委員

おそらく、各学校の校長室には、数多くの過去の写真が存在しているのではないかと思います。紙のまま保管しておく、と散逸してしまう可能性もあるのではないかと思います。資料のデジタル化の取組も、今後必要になってくるのではないのでしょうか。

角村教育長

個人情報保護の観点からの課題もあるため、解決すべき点が多くあると思います。悩ましいところではありますが、歴史的に重要なものがあるのであれば、実施の検討が必要かもしれません。

角村教育長

ほかにはないので、報告第15号「図書館協議会の会議報告」について、報告を終わります。

続いて、報告第16号「社会教育委員会の会議報告」について、事務局から説明してください。

中村次長

それでは、報告第16号「社会教育委員会の会議報告」について、御説明させていただきます。

令和8年5月7日に、淡路市防災あんしんセンターにおいて、令和8年度第1回目の淡路市社会教育委員会を開催しました。

出席者は、社会教育委員8人及び事務局職員11人の、合計19人でした。

社会教育課及びスポーツ推進課の各担当から、令和7年度の社会教育及び社会体育活動の報告を行い、令和8年度の主な活動計画について、御説明させていただきました。

委員の皆様にご審議及び御意見をいただいた主な内容ですが、埋蔵文化財発掘調査の詳細、五斗長垣内遺跡たまねぎ祭りの開催形式、大町会館改修工事の改修内容、スポーツパークの今後の方針、学校におけるチラシ配布の方針等が主要なものでした。それぞれに対して、事務局の方から御説明をさせていただきました。

最後に、今後の社会教育委員会の開催の方法についても、御提案を頂きました。現在、社会教育委員会は、年間3回開催しております。基本的に、各担当者等から事業内容の報告を行い、その内容に対して審議をし、委員から御意見や御質問いただく形式で行っていましたが、今後は、例えば、事務局として意見をいただいたものや、委員の皆様からテーマをいただき、その内容について協議をしていってはどうか。会議の方法を、今後変えていけないかという御意見及び御提案がありましたので、今後は、そういった方針の実施も、委員と協議していきたいと考えております。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

川野委員

この春から、以前の保護者連絡システムから現在の連絡アプリに変更になったと思います。現在の連絡アプリは、保護者に発信することができるとい

うことですが、以前の保護者連絡システムであれば、保護者ではない地域の方も見る事ができたと思うのですが、現在のシステムではどのようなになっていますか。

橋ヶ迫課長

現在のところ、地域の方に見ていただく前提にはなっておりません。各個別の児童生徒に対し、通知する形式となっています。

川野委員

もし可能であれば、今後検討していただきたいのですが、コミュニティ・スクールが関係することで、地域に発信したいとき、大量の印刷物を配らなければならないことがあります。全ての内容を地域に発信する必要はないと思いますが、何らかの方法で電子形式により発信する方法があれば、学校にとっても地域にとっても、よいのではと思います。

橋ヶ迫課長

現在の連絡アプリは、不特定多数の方に登録していただく形式にはなっておりません。しかし、必要に応じて登録していただくことは、問題ありませんので、コミュニティ・スクールといった特定の枠組みを設けて、そこに対し、発信することは可能だと思います。

角村教育長

以前の保護者連絡システムにあった、地域の方を含めた誰も見ることができる環境はあるということですか。

橋ヶ迫課長

学校から地域に対してお知らせすべき内容もありますので、各学校において、ホームページを作成していただくように依頼しています。そうすることによって、情報発信を容易に行うことができると考えています。この方向で考えているところです。

丹野委員

地域の方に対して広く発信しようと思ったときに、私であれば、スーパーや病院に話をして掲示させてもらったりすると、多くの人に届くのではないかなと思うのですが、そういった点で、何か障がいになることなどはありますか。

橋ヶ迫課長

私が以前勤務していた学校では、公民館や近隣の施設に対して、「学校だより」といった広くお知らせしたいものを持参し、掲示や持ち帰っていただけるようお願いしていたことはありました。元々、広く周知するようなものについては、施設や店舗に対し、学校が周知をお願いすることになりますが、そういった点では、特に問題はないかと思います。

角村教育長

ほかにはないので、報告第16号「社会教育委員会の会議報告」について、報告を終わります。

続いて、報告第17号「公民館運営審議会の会議報告」について、事務局から説明してください。

中村次長

それでは、報告第17号「公民館運営審議会の会議報告」について、御説明させていただきます。

5月27日に、東浦公民館において、令和8年度第1回目の公民館運営審議会を開催しました。出席者は、公民館運営審議会委員7人、事務局職員及び公民館長の10人で、合計17人でした。

この会議は、社会教育課の担当者及び各地区の公民館長から、令和7年度に実施した公民館事業の御報告を行い、令和8年度実施予定の公民館事業について、各拠点公民館長から御説明をさせていただきました。各公民館の主な取組や、新しい事業や継続しない内容も含め、委員の皆様に御説明をさせていただきました。

会議中にあった質疑や御意見等には、公民館事業の見直しのほか、「公民館講座の講師謝金の単価について、見直しが必要なのではないか。」「若者から高齢者まで、みんなが参加したくなる形のものを、新規に考えていってはどうか。」といった内容がありました。

いただいた御意見等に対しては、「公民館の中で取り入れられるところは取入れながら実施しており、各公民館で看板となる事業を作って活動していく。」という趣旨の回答を行いました。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

丹野委員

「講座に参加したくても参加できない高齢者に向けた居場所づくり」という話題も話をされたということですが、子どもたちの居場所づくりについては比較的考えられるのではと思います。私も、介護の仕事をしていた経験から、介護認定を受けていないため、デイサービス等には行けない方々がおられますが、やはり、人と人とのつながりが非常に大切で、それが、日々の生活と生きがいにもつながっていくことを思うと、この「居場所づくり」が、非常に大切だと思います。是非、行っていただきたいと思います。

中村次長

委員のおっしゃるとおり、「居場所づくり」は重要なことであり、教育分野以外でも実施されているところがあります。例えば、志筑公民館において、「ふれあいサロン」という名称で、小さな町内会単位で人が寄ってきて、お茶を飲んだり交流したりという事業もあります。そういったコミュニティなどと協力しながら、居場所づくりにつながる取組も、今後検討したいと思います。

川野委員

社会福祉協議会等でも、そういったことに取り組んでいると思いますが、民生委員の中でもそのような話題が挙がっています。皆さんが、同じような考えを持っていらっしゃるということを感じるのですが、それを実際に活動として実施する主体は、どうやって決まるのでしょうか。

中村次長

社会福祉協議会で事業を実施されていますが、今後、公民館長会等でも、そのような事業について協議していきたいと思います。

角村教育長

これから、部活動が地域で展開されるに当たって、社会教育分野の役割が大きくなるため、充実していく必要があると感じています。しかし、公民館は、建物の構造上、貸館の需要が多く、中学生等が交流しやすい構造ではありません。今後、中学生を含めた地域の方が交流できるような取組も、検討する必要があるのではと思います。

角村教育長

ほかにはないので、報告第17号「公民館運営審議会の会議報告」

について、報告を終わります。

続いて、資料No.1 4「淡路市学校部活動地域展開事業実施要綱の制定」について、事務局から説明してください。

橋ヶ迫課長

それでは、資料No.1 4「淡路市学校部活動地域展開事業実施要綱の制定」について、御説明させていただきます。

前回の委員会において、「淡路市学校部活動の地域展開へのガイドライン」を報告させていただき、今後めざしていく姿として、新しい地域クラブの活動の在り方や環境整備等についてお示しさせていただきました。今回、御報告させていただく「淡路市学校部活動地域展開事業実施要綱」では、認定地域クラブ団体や認定指導者についての条文を中心に、より具体的な決まりや各種必要な手続等について、示しています。

認定クラブの登録と取消しについてですが、第3条では、地域認定クラブ活動団体として認定するための要件等を示しています。現状として、30団体を認定団体としていますが、最終的には、本市の生徒が参加していることが分かる名簿や誓約書を提出いただき、こちらから認定地域クラブ活動団体であることを認める通知書を発行することとなります。また、第5条において、認定団体の取消しに関する条文を設けております。

第6条では、主に、認定指導者についての認定要件や取消し等の条文を設け、示しております。

続いて、第16条では、活動時間及び休養日について、規定しています。現行の部活動のルールを引き継ぎ、生徒の心身の健康に配慮したものとしておりますが、平日に活動が困難な団体もあることから、土曜日又は日曜日どちらかの日は休養日にするという点が基本ではありますが、ある程度柔軟性を持たせております。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

第12条に、指導者に対して定期的に研修を行う旨の条文がありますが、研修の頻度や内容については、どのようなものを予定されていますか。

田村特命参事

頻度については、年に1回実施したいと検討しているところです。今年3

月に、第1回目の研修を行いました。その際は、ガイドラインや練習時間、健康面での留意事項といった、運営に関する基本的なところ御説明させていただきました。

角村教育長

各団体で指導者が集まった際に閲覧できるような、研修の映像等を作る予定はありますか。

田村特命参事

現在のところ、まだ検討できておりません。

丹野委員

第15条で、指導者の定数を2人以上と定めていますが、上限はありますか。

田村特命参事

指導者の数の上限はありません。

丹野委員

指導者が、平日に仕事をされている場合が多いと思うので、平日に活動ができない団体があるかもしれません。現在の学校部活動の活動時間ではない時間に活動される団体、例えば、現在の夕方ではなく、夜間に活動を行う団体もあるのではないかと思います。今のところ、それぞれの団体の活動時間帯は、分かりますか。

田村特命参事

現時点では、ほとんどの団体が、今の部活動の時間帯での練習は難しいのではないかと考えられます。現状は、午後4時ごろから部活動を行っておりますが、指導者が、その時間帯に仕事を切り上げて地域部活動の指導を行うことは、現実的ではない状況です。詳細な調査はできていませんが、多くの団体が、午後6時以降の活動になるのではないかと考えています。

角村教育長

指導者の数を2人以上にする趣旨について、改めて説明してください。

山本部長

複数の指導者を置くということは、指導していく上での役割分担を考慮したことがあります。今回は、地域部活動を運営していく上で、指導に加えて運営も行うことは、負担が大きく難しい部分もあるため、その点を踏まえています。また、仮に、指導者1人が欠けたとき、もう1人いることで、安定した指導体制を組むことができることも考えています。

久保委員

第4条で、認定団体の認定の有効期間が、最長3年間と定められていますが、第7条では、指導者の認定の有効期間は、最長4年とあります。これは、それぞれの認定の有効期間を更新することが必要ということでしょうか。

田村特命参事

御指摘のとおり、認定の更新を行うことが前提にあります。認定しっぱなしではなく、指導者が、実際に継続して指導できる体制であるかどうかを定期的に確認することを目的としています。

久保委員

それでは、認定期間が終了する時期になったら、団体から再度、必要な申請を行うということでしょうか。また、指導者の方についても、認定期限が終了する時期に、再度申請することになりますか。

田村特命参事

現在のところ、再申請を行ってもらるか、事務局から確認を行うか、手続は整理できておりませんが、確認を行うこととなります。

川野委員

部活動地域展開が進んでいくと、いずれは午後4時以降に子どもたちは学校から下校したり、地域部活動に参加したりするようになると思います。そうなったとき、学校の先生方の業務の改善が少しずつ進んでいくと思うのですが、それによってできた「ゆとり」について、どのような展望があるのか学校の視点から教えてください。

山本部長

学校部活動がなくなることによって、時間が生まれてくると考えられますが、現在、各学校において、どのような形にするかを相談しているところで

す。そのため、各学校全てが何か同じ取組をすることになることはありません。例えば、研修の時間を取っていくこととしたり、生徒会活動等生徒たちの自主的な活動を深めていく活動にしたり、また、部活動ではありませんが、1時間程度いろいろな種目の活動ができるような場を設けたりすることが考えられます。

いずれにしても、部活動地域展開の平日の活動が始まったときに、学校における活動と地域部活動が重なることがないように、いわゆる「7時間目」を作る活動にならないような配慮は必要であると考えています。地域部活動と学校は、活動の場所としての学校としても、今後、一定の連携を取っていく必要があるので、教職員の在り方の観点も含め、検討しているところです。

角村教育長

いずれにしても、中学校の先生に対する期待は、非常に高まると思います。保護者や子どもたち、そして、地域から信頼される先生方がたくさんおられるので、是非、充実をお願いしたいと思います。

部活動の地域展開は、認定団体の通知ができるような状況になっているところです。これから、秋以降の休日本格実施に向けて、事務局一同頑張っているところですので、また、御意見や御支援いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

角村教育長

ほかにはないので、資料No.14「淡路市学校部活動地域展開事業実施要綱の制定」について、報告を終わります。

公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

角村教育長

(なければ) ないので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

田村特命参事

それでは、5月31日の日曜日に開催された「AWA★CLUB紹介・体験イベント」について、御説明させていただきます。

このイベントは、今夏以降、土曜日と日曜日の活動からスタートする部活動地域展開に向けて、中学校1年生と2年生を対象とした、AWA★

CLUB登録団体の見学体験会です。会場は、一宮中学校のグラウンドとテニスコート、いざなぎアリーナで行いました。当日の参加生徒は、約200人で、参加団体は、認定団体30団体の中から22団体に、御参加いただきました。

生徒の様子を見ていると、既に、加入する団体を決めている生徒や、どの団体に加入するか迷っている生徒もありました。それから、ダンスや演劇といった学校部活動にない活動もありますので、そういうことに興味を持って、熱心に団体の説明を聞いたり、体験活動を行ったりしている様子が見られました。また、保護者も多く来場されており、指導者の方と直接会って話をされておられたり、体験する生徒たちの様子を見たりして、今後加入する団体を決めるための参考にしていただけるのではないかと感じられる様子が見られました。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

丹野委員

体験ができるということは、非常に良いことと思います。このイベントは、これからも中学校の新入生等を対象に、続けられる予定はありますか。

田村特命参事

今後は、小学校6年生の児童を対象に実施できればと検討しているところです。どの時期に実施するのが適切かを調整しているところです。

久保委員

このイベントは、既に何かやっている生徒がやっているのを見学するようなものですか。それとも、指導者の方が説明するような内容でしょうか。

田村特命参事

実際に、子どもたちが体験することがメインの団体が多くありました。例えば、テニスラケットや卓球のラケットを貸してもらい、実際に体験を行うといったものです。ダンスも、指導者と一緒にダンスを体験するようなことがありました。柔道等、相手を投げるといった体験することが難しい種目については、指導者の方が実演されているのを見ることもありました。

このように、多くの生徒が、体験等を通して地域部活動を知ることができ

たイベントでした。

川野委員

この体験イベントを実施されるときに、教育委員も一緒に参加することは可能ですか。

田村特命参事

是非お越しいただき、一緒に見ていただけたらと思います。

角村教育長

ほかにはないようですので、他に、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

岡山次長

多賀小学校閉校式典について、御案内させていただきます。

本年４月から、多賀小学校閉校事業実行委員会が立ち上がっており、月１回委員会の会議を開いておられます。その中で、閉校式典の日程が決まったということ、学校を通じて教育委員会に報告がありました。記念式典につきましては、令和９年２月２０日土曜日の午前１０時から執り行くと、御報告を受けておりますので、御報告させていただきます。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

(なければ) ないようですので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

岡山次長

先月、この委員会で御審議いただきました内容について、第１２１回淡路市議会定例会において審議され、教育委員会が関係する議案は、全て可決されました。その中で、淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び

淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例についても可決されました。

可決された条例の施行日は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲において、「教育委員会規則で定める日」から施行することとしております。工事の進捗状況から、空調設備が使用可能となる時期が、一宮体育センターが8月1日から、中学校体育館が11月1日からとなる見込みです。

つきましては、本来であれば、空調使用料の徴収を開始するため、同条例の施行期日を定める教育委員会規則を7月の教育委員会の会議に諮り、8月1日から施行する旨の議決をいただくところですが、広く市民に周知が必要のため、本日の定例会以降の日で教育長が臨時代理し、7月定例会において御報告させていただきたいと考えておりますので、あらかじめ、御了承いただきたいと思います。

角村教育長

使用料の料金設定等、金額的なことは条例で可決されておりますが、徴収を開始する日は、教育委員会規則で定めるということとなります。本来であれば、直前の7月の教育委員会の会議に諮り、議決をいただいて施行することになりますが、そうすると、広く市民に周知する期間がありませんので、工事の進捗状況を踏まえて、教育長による臨時代理をさせていただき、次回7月の教育委員会の会議で御報告させていただきたいと考えております。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

事務局

事務局より、教育大綱案について、御説明させていただきます。

5月29日に開催された、令和8年度第1回総合教育会議において、次期教育大綱に関して意見交換をいただきました。

会議当日にいただきました意見を受けて、事務局である企画情報部まちづくり政策課から、御意見を反映した案の提示がありました。

この案をもとに、次回総合教育会議に向けて、教育委員会における議論を行えたらと考えておりますので、それぞれ御確認を頂きますようお願いいたします。

します。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等
ありますか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。
事務局案といたしましては、7月24日(金)午後2時00分から淡路
市役所本庁舎2号館3階大会議室4, 5を考えていますので、よろしくお願
いします。それでは、閉会のことばを、岸本教育長職務代理者をお願いいた
します。

7. 閉 会

岸本教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。